平成２４年（フ）第９９４号
兵庫県三木市芝町１番46号
債務者　髙橋　　聡
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９５号
兵庫県三木市芝町１番46号
債務者　髙橋真由美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７５号
神戸市垂水区名谷町字賀市3423番地　神陽マンション10号
債務者　田中　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２９号
神戸市北区広陵町１丁目161番地　マンション六甲101号
債務者　藤田久美子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３９号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ49棟201号
債務者　石田　浩章
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４１号
神戸市須磨区菅の台３丁目15番地　１号棟1008号、従前の住所神戸市須磨区菅の台４丁目５番地　市営菅の台住宅1053号
債務者　野口まゆみ
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
神戸市長田区高取山町２丁目９番14号　森谷文化103
債務者　水見香代子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３２号
名古屋市港区入場１丁目1405番地　ニューコーポ入場一番館307号
債務者　箱木　次郎
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８７号
愛知県知多市巽が丘４丁目168番地　グレイス鬼頭302
債務者　高田　義和
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６号
山口県下関市彦島本村町６丁目13番３号
債務者　寺戸　英夫
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
山口県下関市幡生町２丁目３番25―207号　アーバンハイツ村上
債務者　伊藤　多恵（旧姓寺戸）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４号
沖縄県浦添市牧港１丁目45番５―204号　牧港荘
債務者　神山　則子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４７号
青森市大字新城字平岡151番地94
債務者　山口　忠美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
青森市大字三内字沢部418番地８
債務者　木村美喜子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
青森県五所川原市みどり町１丁目８番地　市営住宅14―11
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２２７５号
愛知県あま市篠田新割18番地１
債務者　久野　未子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９４号
山口県防府市古祖原21番３―504号　市住57棟1119号
債務者　三原　義正
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係